

令和7年第4回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月13日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 裕 治
11 番	清 田 一 敏	12 番	米 村 洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。

11番、上田俊孝君の発言を許します。

○11番（上田俊孝議員） 皆さん、おはようございます。

米村議長のお許しを得て、11番議員、上田俊孝が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、5月の26・27日、政府要望は議会と藤本町長ほか職員16名での要望は大変有意義であったと思います。皆さん大変お疲れさまでした。

それでは、今回の一般質問は、本年10月に予定されています、氷川町長選挙の立候補について、藤本町長にお考えをお聞きしたいと思います。

去年は全国的に、地震、豪雨と、自然災害が発生し、加えて記録的な猛暑により、氷川町でも、農産物等の被害が多い年でありました。

また、世界情勢の悪化により、物価の上昇が続いており、特に著しい米の価格上昇は、毎日のようにニュース等に流れています。

そのような中でありますが、藤本町長におかれましては、4期目の4年間の実績は顕著であったものと、高い評価をしております。

その間、熊本地震の復旧復興やコロナウイルス感染対策、人口減少対策、子育て支援、空き家対策など、さまざまな政策に取り組んでこられました。

長年の課題であった大野交差点の改良事業及び島崎川の改修、室谷川の河川改修、防災公園整備事業、学校給食共同調理場の大規模な改修と、高齢者の皆さんへのタクシー助成制度、病児・病後児の保育事業、保育料の無償化、プレミアム商品券の販売等の事業に取り組んでこられました。

今後、人口減少の社会に対応すべき住宅政策としては、氷川警察署跡地の50戸の公営住宅建設等も令和9年には入居が募集されると聞いております。

また、企業誘致に向けての用地の準備も進みつつあります。今後、本格的な誘致を展開されるものと期待しております。

加えて、宅地分譲についても計画されており、財源を考慮しつつ、公営住宅建設、企業誘致、宅地分譲の大型プロジェクトも3本同時進行されています。

今後、氷川町が50年、100年と存続していくためにも、人口減対策は重要な事業と思っています。

そこで、4期目の4年間を振り返っていただき、藤本町長の氷川町長選挙の出馬についてお考えをお聞きしたいと思い、一般質問とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君の質問事項が1項目あります。

質問事項、氷川町長選挙の立候補についての答弁を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 上田俊孝議員のご質問にお答えをいたします。

町長職就任以来、安心して暮らせ、幸せを実感できるまちづくりを政治理念として、第2次氷川町総合振興計画で示しました、小さな町で大きな幸せを感じる田園都市氷川の創造を目指して、町民の皆さま並びに議会の皆さまと連携、協働を図りながら、全身全霊を傾注して町政の運営に取り組んでまいりましたが、早いもので4期目の任期満了の年を迎えております。

4期目の4年間は、先ほど議員が述べられましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応、冷え込んだ経済への対応並びに物価高騰対策を最優先に取り組んでまいりました。

同時に、熊本地震の経験を踏まえ、防災行政無線のデジタル化、緊急時の一時避難場所としての防災公園の整備、長年の懸案でありました大野交差点の改良事業、島崎川・室谷川河川改修、浜牟田橋下流の導水路の設置等々、熊本県と連携をしつつ整備を進めてきたところであります。それぞれが完了をいたしました。

あわせて、保育料の完全無償化、新しい子育て支援制度の創設、小・中学校トイレの洋式化、ICT機器の導入によります教育の環境の充実。また、それぞれの学校の教育環境の整備を行ってきたところであります。

また、先ほど触れました氷川警察署跡地への優良賃貸住宅の建設、今進んでおります。下水道の宮原処理区の広域編入、これも今進行中であります。

あわせて、竜北地区の湛水防除事業、不知火干拓の再整備事業、自治体DX等と、それぞれの事業を今進めているところであります。

氷川町が誕生いたしまして、20年目を迎えております。

合併の真価が問われますとともに、これから先、氷川町の基礎自治体として存続するための方向性を示す大切な時期を迎えているところであります。

先に述べましたとおり、さまざまな喫緊の課題に尽力をするとともに、私自身で手がけた先ほどのさまざまな事業がございます。今進行中であります。しっかりと着実に推進をし、結実させる必要がございます。

あわせて、人口減少がどんどん進んでおります。人口減少に歯止めをかけるべく、企業の誘致事業並びに宅地造成事業も併せて、今後進める必要があります。

そして、10年後、20年後、30年後の氷川町を見据えた、新しい種を蒔いて行かなければなりません。気力も体力も充実をいたしております。

ふるさと氷川町を思う気持ちはますます強まっているところであります。

町民の皆さまが安心して暮らせ、幸せを実感できる氷川町をつくり上げたいという気持ちは、更に強くなっているところでございます。

16年前、職員としての職を辞して、この職に就かせていただきました。

その時の気持ち、初心を忘れず、真摯に行政運営に取組、我がふるさと氷川町の更なる発展のため、微力ではありますが、今後の先導役としての責務を果たしていきたいと思っております。

その強い思いから、本年10月に執行予定の氷川町長選挙への5期目を目指した立

候補を決意をいたしましたので、ここに表明をいたします。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君。

○11番（上田俊孝議員） 藤本町長の丁寧な答弁、誠にありがとうございました。
藤本町長により、5期目を目指し、町長選の出馬を表明頂き、町の将来に大いに期待が持てます。

これからの4年間は、氷川町が存続していくためにも重要な4年間と考えております。

また、4期16年の藤本町政は、住民の皆さんと行政が一体となった協働による、まちづくりであったと思います。

これからも、頻発する自然災害、人口減少の社会の適用、行政政策改革など、課題は多いかと思いますが、スピード感を持って取り組んで頂けるものと確信しております。

また、メディアの報道によると、我が国の2024年の人口出生は70万人を切って68万人だったそうです。

そこで、我が町の人口減少をとめるには、特に若い人の定着する雇用の場、企業誘致が非常に大事だと思います。

それと、昨日、長尾議員の言われたように安心安全のまちづくりで、防犯カメラの設置も、何日か前、宇城市松橋で事件がありました、そこも、今後におけるところの課題として、よろしくお願いします。

来る10月予定の町長選挙では、私も応援させていただきます。

再選を果たされまして、町のトップリーダーとしての手腕を発揮頂けることと願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君の一般質問を終わります。

3分間暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時12分

午前10時15分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 議会を開会いたします。

次に4番、吉川義雄君の発言を許します。

○4番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。

4番議員、吉川義雄です。今、町長から5期目の挑戦の決意が出されました。

私たちも、町民の皆さんの付託にこたえるために全力で頑張ってまいりたいと思います。

今、全国的には物価高騰、特に米の価格高騰が大きな問題となっています。

自治体から米券の配布あるいは現物米の支給など、新聞で報道されています。

町民の皆さんの生活について、私たちももっともっと議論をしていかなければならないと決意しています。

重大な問題がたくさんありますが、通告に沿って、3項目質問をいたします。

1点目、立神峡公園の管理運営についてであります。

これまで、指定管理者の公園管理運営の在り方について、私は何度も質問をさせていただきました。

立神峡公園は、私たち氷川町にとって大事な観光資源であり、町挙げてPRをし、もっと多くの人に来てもらいたいまた、利用者や町民の皆さんが、安心して楽しく利用できる公園にしたい、その思いからであります。

今回、利用者から苦情がありました。これまでも、利用者の方からいろんな意見、苦情があれば、自分で調査をし、問題あれば改善を求めてまいりました。町の監督責任を正してまいりました。

先日、立神峡公園の利用者から、私に幾つもの苦情が寄せられています。

そうした中、施設が汚く清掃がされていない、部屋がカビ臭い、冷蔵庫にカビがあったなどの苦情が寄せられています。町はこのことを把握されていますか、お聞かせください。

私の聞くとところによると、副町長が直ちにしかけて行って、苦情を処理されたと聞いていますが、どのように対応されましたか、お尋ねをいたします。

立神峡公園の施設利用の申込みを電話でされた方がいます。ところが、電話が転送され、今日は受け付けができないと言われた。びっくりして、私に電話がありました。

公園の開設日、受付体制はどうなっているのでしょうか。

氷川町立神峡公園指定管理者管理業務仕様書には、電話等に対する規定が書かれています。この規定どおりに業務を行っていますか、お尋ねをいたします。

先の議会で、不適切徴収問題を私は取上げてまいりました。町は、解決したと報告をされました。

私は、連絡がつかない人もいるのではないかと心配をしていました。

先日、また返金を受けてないとの連絡がありました。

この人は、立神峡里地公園管理運営協議会から、領収書を持って事務所に来てほしいと言われたが、私たち非があるならば出ていきますが、非があるのはそちらでしょう、出てきなさいではないでしょう、振り込んでもらえないですかと話をされたままになっています。返金を受けていないとのことでした。

私は、執行部に対し立神峡里地公園の管理運営協議会は、関係書類を見れば、誰に返す必要があるか分かるはずと、これまでこのことについて、何度も、町の対応を求めてまいりました。町内だったら訪問してほしい、お詫びをしてお金を返してほしい。

また、振り込んで返金をさせてほしいと要求してきました。質問した時に、振り込みは費用かかるというような答弁がありました。私は、それは違うと、議会でも申し述べてきました。

先日、この人から電話があり、返金をすると電話がありましたということです。質問する前に電話をしました。振り込まれていますということです。どのようにして振

り込みになったのか。ぜひ、町は答えていただきたいと思います。

不適切徴収料金については、解決しましたと熊日新聞にも大きく載りました。私は、町は何を根拠に熊日にリークされたのでしょうか、お尋ねをします。

立神峡里地公園管理運営協議会に対する指導責任は果たせていますか。再度お答えを頂きたいと思います。

2項目め、宿泊通学体験事業について、お尋ねします。

この事業は、過去に児童が夜中に発熱し、家族が迎えに来たことがありました。そのことから、保護者の中から、心配の声がまた寄せられています。

そこで、3点お伺いします。

令和7年度の事業はどのような計画で行われますか。

文部科学省の学習指導要領の特別活動の中に、宿泊事業についての記載があります。また小学校学習指導要領解説にも、取組の狙い、内容、実施上の留意点など、きめ細かく書いてありました。

小学校学習指導要綱に基づく特別活動の授業ではないのかなというふうに思いますが、町単独の事業でしょうか、お尋ねします。

保護者への宿泊体験事業の説明会はどうされるのですか、聞かせください。

例年この事業は、夏休み明けに行われる予定ですが、この時期というのは、台風やまた、近年の異常気象による災害が心配される時期でもあります。

災害や、事故等への対応は万全を期して行われると思いますが、考えをお聞かせください。

3点目、国民健康保険税について質問いたします。

先の議会で、氷川町国民健康保険税条例の改正が行われ、国保税の賦課限度額を上げました。

ここ数年、毎年上がってきていると思います。

国民健康保険には、所得の少ない人や所得が安定しない人、高齢者の人がたくさん加入しています。

国保税は高いという相談がよくあります。大きな負担となっているのは間違いありません。

氷川町の令和7年度国民健康保険税の税額1人当たりは幾らでしょうか。

また、標準世帯、200万以下の所得の世帯の課税額はどのようにになりましたか、お聞かせください。

国保税には均等割というのがあります。医療分で1人当たり3万3,300円、支援分で8,800円、これは子ども対象であります。

現在子ども未就学児については、この均等割半額は免除されるようになりました。

そうした中、全国的に見ると、全額免除する自治体も出てきています。

熊本県でも複数の自治体が全額免除を行っています。

氷川町も、子育て支援の観点から、ぜひ減免の拡充が必要と考えます。

町の考えをお尋ねいたします。

以上、3点質問します。明確な答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1 立神峡公園の管理運営について、（ア）から（エ）まで一括答弁をお願いいたします。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項1、アからエにつきまして一括してお答えいたします。

まず、アにつきましてですが、5月2日のご利用で、ログハウス「信」を利用される際に、購入してこられた食材を冷蔵庫に入れようとしたところ、カビが発生し、異臭がしており、利用者の方々に清掃され利用されたというのが内容でございます。

このことにつきまして、5月4日に地域振興課へ連絡がございまして、職員2名でログハウスを確認しに参りました。

この時には、特に汚れ等確認できませんで、清掃がきちんとされていたところでした。

5月5日にご利用された方々へ指定管理者から連絡がとれまして、事実確認及び謝罪を行うとともに、町へ苦情の内容が文書にて報告があったところでした。

5月7日には立神峡公園に出向きまして、指定管理者へ利用前の清掃の確認の徹底、管理の徹底をお願いしたところでした。

続きまして、イにつきまして立神峡公園の管理棟には、電話対応のために1人在中するようにしていますけれども、通常では火曜日が休園日となり、留守番電話で対応し、連絡先が分かれば、翌日に連絡するようにしています。

また、開設時間が午前8時30分から午後5時30分までとなっていますので、開設時間外での電話ですと対応できない場合もございます。

なお、管理棟の電話に出れない場合は、先ほど議員が申されましたように、指定管理者の携帯電話に転送されるよう設定されていますが、屋外での作業時など対応できない場合も考えられます。

管理者も気づいた場合は、折り返しの電話をすることで対応しています。

お電話頂いた方には、時間をおいて改めてお電話頂くようお願いするとともに、管理者もできるだけ多くの方々にご利用頂けるよう工夫しているところですので、ご理解頂きますようお願いいたします。

ウにつきまして、氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定書に基づきまして、管理運営されているところでした。

毎月地域振興課と定例会議を開催しておりまして施設の管理状況や、利用状況などを確認していますし、施設の修繕が必要な場合は、リスク分担等に基づきましてお互いで対応しているところでした。

エにつきまして、不適切な徴収金、施設利用を頂いた方からの1人当たりの利用料を徴収していました分につきましては、3月議会においてご報告申し上げたところでした。

今回のご質問の里地屋敷の延長料金につきましては、昨年の3月議会で吉川議員からご指摘頂きまして、議会終了後に、指定管理者に確認したところ、7件が確認されまして、早急に返金するよう指導いたしましたところ、そのあと、2施設の利用につきましては、返金済みでしたけども、今回ご指摘頂いたように返金できていない部分がありましたので、指定管理者に改めて確認いたしまして、6月5日に返金をしたところですよ。

ご利用頂いた方々には、大変ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。

以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） まず（ア）の件ですけど、利用者が借りに行かれて、いつまでも帰ってこない。だから、この人が帰ってきて、何で遅かったのっていう話になったそうです。そしたら今、課長が言われたようなことがあって、利用者が、部屋の清掃を全部したって言われるんですよ。

今の話では見に行った時には、綺麗だったという話があるんですが、このこと一つとっても、後でまた問題にしますが、協定書のとおりやられていないからこういうことが、起きてるんだというふうに思うんですね。

この苦情は誰から受けられましたか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 5月4日に、私のほうはちょっと不在しておりましたけども、副町長のほうからお電話を頂いて、こういう事象があったということで連絡を頂いたところですよ。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 副町長が受けられたということですが、副町長は誰からこの苦情を受け付けられましたか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 氷川町の議員さんから第一報を頂いております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 業務仕様書の中に、苦情について管理者は報告する義務があるんじゃないですか。この報告は、なかったということなんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 先ほどもちょっとお答えしたとおり、利用者の方で清掃されたということで、管理者のほうで、カビが生えてた、それから異臭がしたということを、事実を把握できてなかったというところでございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 副町長、私は、この仕様書の中に、そういったことは、指定管理者が町に報告しなさいというふうになってるじゃないですか。

だから、その報告があったんですかって聞いてるんですよ、副町長が出かける前に、どうですか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 当日、私と職員が対応した時には、指定管理者はその事実を確認しておりませんでした。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） そこがどうも曖昧なんですよ。利用者から苦情があった。それはある議員さんから聞いたっていう話でしょ。

本来ならば、この苦情は、私は関係者から聞きましたが、何でお金もとるんですかという話もしてるんですよ。

ここを掃除させられたのに、何でお金も払わなくちゃいけないんですかっていう話、やりとりがあってるわけです。苦情が利用者から指定管理者のほうに行ってるわけですよ。

だから、この業務仕様書の2業務内容（2）公園の利用促進を図る企画及び施設の運営利用案内、この中で、（ウ）利用者、住民等から苦情の処理が記されています。

これをきちっとこのこともしなかったんじゃないですか。ここをどうしてさせなかったんですか。

それから利用料金についてはどうなったんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 吉川議員、ある議員というのは、議長のことなんだ。

議長のほうにね、ここに宿泊した人から電話があったわけ。こういうような、運営状況ですよ。

だから、副町長にそのことを伝えて改善する指導するよという話をした。ある議員とは私のことだ。

副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 事実確認をしましたところ、まず、清掃については行き届いていたと。

そして、虫が1匹炊事場のところにあったと。そして、問題になったのは冷蔵庫でした。冷蔵庫が電源を入れてなくて、カビが発生してた。

その時に、利用者のほうが掃除をして、そのお話を管理者のほうに、今回してなかったと。

それで、管理者が気づくのが遅れて、そして私と職員が行った時に、その事実を確認したら、それは事実であったということで、それを指定管理者のほうに伝えて、そして、謝罪をする旨、利用料金の返金については、これは指示しておりません。

我々にはちょっと権限がございませんので、それは指定管理者が判断すべきというふうに当時伝えております。

結果としまして、利用料金につきましては、昨日、銀行振り込みで返金がされているっていう事実を確認しております。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 少し私の聞いたのと、副町長の答弁と若干違うところがちょっとありますが、この料金の返金についてですけども、この料金について、今副町長

は町としては、返金しなさいと言えない指導できないというふうに私は聞き取ったんですが、立神峡の管理運営に関しては、町からの委託料約1,000万円、それから、公園利用で入ってくるお金で運営するようになっています。

氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定書の16条に損害賠償の記載があります。

私は今回、この運営協議会が、本当はきちっとしてれば入るはずの金額を入れなかったということになれば、これ事由に苦情があったら、運営協議会で返金もできるというふうに解釈していいんでしょうか。

この16条はどのように理解すればいいですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 損害の賠償を第16条、受託者は管理物件の管理業務の履行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならないというようなところの記載がございます。

ここにつきましては、受託者、指定管理者ですけども、指定管理者の責に帰すべき事由というのがあった場合には、指定管理者の事由によりまして、第三者もしくは町のほうに損害を与えた場合は賠償しなければならないというふうなことで記載があるところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は、本来なら入るはずのお金だったわけですから、それを立神峡の管理に使えるわけですよ。

そういう点では、私は町が責任持って指導して、本来この1万6,000円については、指定管理者が弁償すべきものだとは私は理解をいたします。

ご意見があれば、後でお伺いしたいと思います。

実は、借りに行った人は、とにかくカビ臭い、ここに泊まったら、アレルギーが出るんじゃないかということで、この人は私はもう泊まらない。ほかの人は泊まってるんですが。

しかし、私は立神峡が大好きだからいいところだから来ますよって次の日、また来てるんですよこの人は。

それだけ立神峡への思いがあるのに、こういったことを一つとっても本当に、私はなってないと思います。

次の項目ちょっと質問したいわけですが、受付の問題です。先ほどの答弁では、火曜日が休日と言われました。私に相談のあった人は、5月23日金曜日です。

これ、質問通告したので聞かれたと思いますが、どういうやりとりだったか、課長聞かれておりますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） この点に関しましては、具体的にはそのやりとりにつきましては、確認はできてないところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私に電話がありました。そのあと、詳しく聞かせてほしいということで、この人とお話をしました。

金曜日だから、当然空いてると思って電話されているわけですよ。

これから私が言うことは、管理協議会のほうと、事実確認はできてませんが、そういうことを前提に聞いてください。

5・6回の呼出し音があったと。そしたら電話が転送に切り替わった。で、管理者が出た。でも、こんにちはってこっちは言ったけど、挨拶なし。ああっていう返事。8月に施設を借りたいと思って電話したんですけどと言ったら、おらん、今田植しとるけん、あかんとの返事。また後でかけ直しましょうかと言ったら、今日はあかん。では、何時ならいいですかと言ったら、明日なら大丈夫ですかと言ったら、明日ならよか。明日、朝から電話をかけ直しますねということで、会話が。これ金曜日ですよ。

こういった開設しなければいけない日に、事務所の受付がないというのは、管理運営業務に沿ってやっておられるんですかとの後で聞いてますが、これ確認してください。

こういうことが、起きているんですよ。この人は、よく知ってる人です。

だから挨拶もなかったし、ああていうふうに済ませてたのかもしれませんが、電話をかけた人、予約の電話に田植してるから駄目なんてあり得ないでしょうと。

私は、このお電話かけた方が、本当にこれでは、氷川町がいいようには思えないということを痛切に感じられると思うんです。

副町長、さっきいろいろ聞きましたが、今この話を聞いて、もしこれが事実だったらどうされますか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） まず、事実確認が必要というふうに思っております。

それを見た上で、きちっと判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ぜひ確認をしてください。本当に私はこれでいいのかなというふうに思うわけです。

協定書の点はちょっと時間ありませんので、協定書どおり、私は今の事例だけでも、やられてないなという気がしますが、不適切徴収金問題ですけども、熊日新聞にも、さっき言ったように完了ということで、見出しがあって載りました。

しかし、完了できていなかったわけです。

私は、問題となった、延長料金の話では、返金されてますというのは、副町長の答弁で、そして現金ですか、振り込みですか、何度かやりとりしたんですね。

現金でっていう話をされました。

私は、熊日新聞が載った時には、良かったなって思う反面、心配もかなりあったんです。連絡がつかない人の場合、どうするんだろう。

町長も、10年間の返済義務があるから、それは果たさせるっていう話もされました。

しかし、終わってよかったなど、これからもっと利用できるようにしなくちゃいけないというふうに思っていたんですが、私が質問通告をし、担当課長からこの内容はどれですかという問合せがありました。

そのことを知らせました。それで、そのあと、料金が返金されています。

私は、最初に言いましたが、帳簿関係がきちっと揃っていれば、誰が借りて誰に返さなくちゃいけないかというのは当然分かっていたと思うんですね。

今回返されたのは、そういった事務的な処理がされていなかったことから起きているわけです。

これは担当課長が、この時の答弁で振り込み料がかかるからっていう話もされましたが、結果的には、振り込みができたんですよ、これは。

だから今後、私はまた必ず幾つか問題が出てくると思っています。

私は、謝罪もきちっとして、必要な振り込みをきちっとさせるということに、してもらいたいというふうにまず思います。

それで、この振り込みしていただいた相手が、最初に言いました領収書を持ってきなさいということで、持って行って差し替えて、領収書等返金分を返すということになってるんですが、領収書が返されてない団体があるんですよ。

だから、これも議会で以前私が言いました。監査ができない。困った。

この領収書も、再発行、きちっとさせるようにしてもらえませんかどうですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 6月5日に振り込みで返金を確認、私たちもできますので、そこのところは、もう一度利用された団体等々へ、指定管理者のほうで連絡をとりまして、正しい領収書を発行するように指導したいかと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 立神峡は、町長も言われています。氷川町の大きな観光資源、財産だと。

私は、以前、立神峡はもっともっと賑わいはあったんじゃないかなと思うんですよ。私の知る限り、管理者がタケノコの販売とか、竹炭の販売とか、それに地域の人たちも協力して、こういった催物を盛り上げてきておられました。

立神峡の右岸っていうんですかね、熊野神社のあるほうでも、人がたくさんいたんですよ、賑わいがいっぱいありました。

私は、本当にこの団体が、反省をしてやり直してほしいという気持ちがあります。

しかしできないんだったら、やはり変えることも必要じゃないかというふうに思うんです。

それで、これまで何回も質問してきました。今後、この団体をきちっとさせることができますか。

副町長、町長、どちらもいいです。町のトップとしてちょっとお答えください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回も立神峡についてのご質問がありました。

これまで幾つかのそういった問題があったところでございまして、今やりとりを聞いておりまして、1番残念だったのは、利用者の方から、まずその管理者にきちんとその苦情を伝えていただく、そのことができなかった時には、できましたらこの役場のほうに、私たちのほうにこういったことがあったというのを伝えていただく、議員の皆さん方から私たちが聞くような流れじゃなくて、直接私どもに來ればすぐすぐに対応できるのかなという思いもございまして。

ただ、そういった、私どもが信頼を受けてないということであれば、しっかり信頼を受けるような取組をしていかなくちやなりませんし、私どもはあそこを指導監督する、逆に言いますと責任がございまして、今議員がおっしゃいました今後どうやっていくのかという話につきましては、これまで以上にしっかり指導していきたいというふうに思っておりますし、きちんとその事実を担当課としても確認をまずする、その上でお互いの話を聞いた上で対応していきませんと一方的な意見だけで、これを進めていったらまた間違いがあるかなと思っておりますので、そのことを徹底させていきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） あの吉川君、今町長が議員等々という、議員に対して、町民からそういう発信あるの。

行政は、それに対してしっかりした対応しないから、だから議員たちや、例えば議長にそういう苦情が来る。

それは、例えば今日の管理者に対して指導は不足しとる、今後において、違反行為を数々やってることにおいては、嚴重に是正することを言わなきゃいけない。

それは執行部から言わなきゃいかん。例えば議長から、管理者に電話したらこの前、この件に対して、そうやった運用をしてるのかって。

これだけの苦情来ることにおいて、議会としても看過できないよという話をしてるわけ。だから、俺はそれ以上言えることはないもんだから、副町長に、こういう状態こういう事案が発生してるよということを俺は報告したんだ。

あとは行政がやることであってということで、今町長が言ったように、議員に対していろんなことを言ってくる。それは議会と議員たちは無視するわけじゃいけない。一言言っておく。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 議長の指摘はそのとおりだと思います。

私は、指定管理者に対する指導の問題で、今町長が、利用者がそういったことがあったら、直接、苦情をまず言ってもらいたかったっていうような話がありましたが、言えないから、言えない雰囲気じゃなかったんですか。

だから、いろんなところにあそこおかしいよという声広がっていくんじゃないですか。

私は先日、公園を見に行きました。会おうと思って。ちょっと会えませんでした。

残念ながら、外で機械の音がしていました。

だから、機械を使って掃除か清掃がされてるんだなと、今日は一斉清掃のかなあと
思いながらきたんですが、私のところに、利用した人が、とにかく吉川さんトイレ汚
いですよ。トイレが汚いのは、全てが汚いと私は思います。

私に言ってきた人もおるんですね。だから、言われないようにする。

それがいわゆる協定書に書いてあるとおり、いつも、清潔に利用でできるような、
そういった段取りをとっておかなくちゃいけないわけです。

冷蔵庫のスイッチを切ったら、今の時期は3日4日したら必ずカビが生えるんです
よ。分かり切ったことなんです。

あえて申し上げますが、エアコンが汚れていたから、エアコンを外して、掃除をしまし
たということも、前回も言いましたが、そういうこともやってるんです。

借りる人が掃除をしてるんですよ。研修室を借りた人が、時計が止まってる、時計
を合わせました。テーブルが汚いと、全部掃除をして使いました。

だから、本当に、今議長も言われましたが、強力な、やはり指導が必要なんじゃな
いですか。

私は、指導を聞かない団体じゃないかということで指定管理の時には反対をいたし
ましたが、直接指導する、副町長どうですか本当にもうこれを機会にこんな話は私も
したくありませんので、徹底してやってほしいと思うんですがどうですか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 今回指定管理者につきましては、指導・助言っていうのは、
常日頃からやっておりますして定例会も行っております。

指定管理期間というのは必ず3年間というのがございますので、その3年間を判断
し、次期に繋げていくと、当然公募になりますので、その中から応募を頂いて、そし
て審査会として、次の指定管理のほうをしっかりと決めていきたいというふうに考えて
おります。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は違うと思うんですよ。副町長。

協定書の13条には取消し事項があるじゃないですか。そういった点も、相手に本
当に伝わっているんでしょうか。私は心配をしています。

実は、先ほど議長がちょっと言われましたが、改めて自分の質問した時のことを、
見てきました。

令和5年、12月の議会で議長が発言されてます。何の問題もないということで承
認をした。

これ指定管理を承認をして、しかしいろんな問題が出てくると、議会としても今後
いろんな方面で監視をしていかなければならない。

それと選考委員長である、平副町長、今後において、条例の違反行為があれば、故
意とか過失とかの問題じゃなくて、アウトなんですよ。

今後においてしっかり監視していただいて、しっかりした指導をしていただければ

と思うんです。

先ほど電話の件は、私は金曜日と言いました。電話をかけた人の記録に残ってますから、本来、事務所を開けなければならないです。

その時に、田植をしている。こういうことが果たして本当にいいんでしょうか。

私は、議長のこういった指摘に対して、副町長は、議長から指摘を頂いたとおり、厳しい目を持って、本来立神峡自然公園が人から愛される施設になりますよう、誠意努力してまいりますと言われています。

私はこの決意どうだったのかなと、本当に思います。

また、協定の中の13条を私が議論した時に、平副町長は、協定に違反したものがあれば、その事実を確認した上で調査、そして最終的に町の判断として検討していただきます、このように答弁されています。

また、条例に違反したら駄目なんじゃないですかと私は再度お尋ねしました。

副町長は、今回指定管理者におきましては、そういった旨の話はしております。要するに解除するよという話をしております。

今回の部分につきましては、今年度その部分が判明して厳しい処罰とあわせて、指導書をきっております。こういうふうに答弁されました。

そんな後に起きたのが今回の事例なんですよ。本当に指定管理者を指導できますか。もう一度伺います。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 本議会におきまして、クレームがあった分については、初めて耳にするようなこともございました。

その中で、しっかりまず事実確認をすると、その上で、しかるべき処分をこちらのほうで再度検討するということになっていくかと思います。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は、悪いことしたからもうすぐ代えろってそういう気持ちはないんですよ。本当に立ち直ってほしいんですよ。それなりの経験のある人じゃないですか。何年、立神峡任せてきましたか。

私はそういうことを、今みたいな曖昧なことじゃなくて、あなたこういうふうに私は言ったじゃないですか。

何で今度こういうことが起きたのかというのは、今回、出かけていかれたら、当然、私はその話もされたというふうに思っているわけです。

この話だけで終わるわけにはいきませんので、最後に、町長の答弁を幾つか紹介したいと思っています。

町長とも、このやりとりは相当やってまいりました。

町長も、これについて、この問題について幾つか答えておられます。

立神峡は氷川町の唯一の景勝地でありますし、財産であります。

しっかり管理していくというのは私たち行政の責任もありますし、現場で管理をする指定管理者の責任でもあります。

これは、返金問題のことで論議した時、最後の1人まで返金を済ませ、しっかり指導していきたいと思いますというふうに、この時は答弁をされました。

答弁の最後に町長は、二度と過ちを起こしてはなりません。過ちを是正することがまず大事でございます。

その上で、二度と過ちを起こさないという方向で、これからも指導を進めていきたいと思いますし、強い決意で臨んでいきますというふうに答弁されたんです。

私はここが大事だと思うんです、副町長。

経験を生かす、同じこと何回も繰り返したらもう駄目なんですよ。

だから、たとえ職員が一言言ったらはいって聞き、正当な指導があったら、素直にはいというふうに聞くような、管理者にしないと、私は駄目だと思います。

私は、町長がこの答弁された時に、これで終わってほしいと思いました。町長も私にもう立神峡はもうこれでよしとしましようという話もありました。そのあとに出た問題だからなおさら、私も残念でなりません。

ぜひ強い決意を持って立神峡の問題では対応されるように、最後に町長の決意を聞かせてください。お願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 立神峡は先ほどやりとりがありましたとおり、私も気持ちは一緒でございまして、これまでも何回となくそういった話をしてきたところでありますが、今のようないきような事実があるとすれば、私が出向いてまいります。直接、管理者に事情を聞く話をする、指導する、一緒に行って指導したいと思っております。

来週中にはぜひ行きたいなという思いでございまして、その上で、今後二度とそのような利用者の方から苦情が来るようなことがないように、しっかり務めを果たすように指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 質問事項2、(ア)から(ウ)につきまして、一括してお答えいたします。

(ア)につきまして、本事業の実施の目的を申し上げます。本町には素晴らしい自然環境を有する立神峡があります。

氷川町宿泊体験事業は、この立神峡の自然環境の中で共同宿泊共同炊飯等を自分たちで行い、生活体験をすることで、家族の大切さや、感謝の気持ちを育むとともに、大自然と人との共生の大切さを学ぶことを主眼に置いております。

また、自分を律する心、思いやりの心、主体的に努力する心、我慢する心等を養い、心身ともに健康でたくましい児童を育成し、生きる力の基盤づくりを支援することを狙いとしています。

実施時期は9月3日から9月5日が竜北西部小学校、9月10日から9月12日が竜北東小学校、9月17日から9月19日が宮原小学校1クラス、9月24日から9月26日が宮原小学校1クラスを予定しております。

今回は、小学校3校における6年生が4クラスあるため、2泊3日の宿泊体験を4週にわたり実施します。

(イ)につきまして、氷川町宿泊体験事業は、氷川町教育委員会主催の社会教育事業で町単独の事業になります。

なお、町単独の事業ではありますが、班編成や教育的配慮が必要な参加児童に対する対応は、学校と連携しながら行ってまいります。

次に、小学校学習指導要領に基づく事業化についてお答えします。

先ほど本宿泊体験事業の目的は、質問事項アで申しましたとおりであります。

小学校学習指導要領特別活動編には、遠足集団宿泊的行事の目的について記載されております。

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境について見識を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や、公衆道徳について経験を積むことができるようにすることとあります。

また、遠足集団宿泊的行事の狙いとして、郊外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実・発展させること。

また、校外における集団活動を通して、教師と児童、児童相互の人間的な触れ合いを深め、楽しい思い出を作ること。

更に、集団生活の在り方について考え、実践し、互いを思いやり、ともに協力し合ったりするなどの、よりよい人間関係を形成しようとする態度を養うこととあります。

従いまして生涯学習が実施します、本事業は、小学校学習指導要領にあります、目的や狙いを十分達成するものとなっております。

(ウ)につきまして、校外活動における保護者の不安を解消するために、7月に小学校3校の6年生保護者説明会を実施します。

説明会は、宿泊体験2泊3日のスケジュールやプログラムの内容について、スライドを使いながら分かりやすく説明します。

災害や事故等への対応については、4つの点を重視してまいります。

1点目は、宿泊通学体験中は、子どもたちの集団行動を見守りながら、事前に子どもたちの規律を守るよう指導し、安全に本事業が進んでいくよう万全な体制をとっていきます。

2点目に、参加する児童の保護者から、健康調査票を事前に提出していただき、児童の健康状態や食物アレルギー等を個々に把握し適切に対応していきます。

3点目に、万が一の病気やけが、事故などの緊急時に迅速な対応ができるよう、保護者や学校、医療機関と連携を図るため、緊急時連絡網を作成するとともに、有事の際は確実に連絡がとれる体制づくりを行います。

また、大雨や台風等の災害発生時においては、命を守るために、マニュアルに従って確実に対応してまいります。

4点目に、これまでの反省を生かし、本事業が安心安全なものとなるように、生涯学習課の職員も宿泊するとともに、運営事業者と連携し、子どもたちの健康管理、非

常時の対応を行います。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 大変丁寧に答弁頂きましてありがとうございます。

前回問題が起きた時に、学校の先生たちが誰1人も参加していなかったということで、今回、学校の行事なんでしょうか、どこの行事なんでしょうかという話がありました。

そして時期も、時期だから心配なんですよってという話が幾つかされました。

今課長の答弁で最後のところに、今回は、保護者、学校との連絡網をきちっと築いて、そして職員も宿泊をするって言われました。

前は、これがなかったんですね、事故があった時には、泊まってなかったんですね。

そういう点では、これで準備を万端にしてやっていただきたいと思います。

時間がないのであと幾つか聞きたかったんですが、前回は教育長には、このことで質問いたしました。

それで改善されたところが幾つもあるなというふうに気づきました。

この学習指導要領の解説をずっと見ていったら今言われたようなことがずっと書いてありますね。

だから、これに基づいて、やり方についてはされるというふうに理解いたします。

先ほど議論しましたがいろいろな問題が起きないように、立神で行うわけですので、しっかりした対応をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

教育長、ぜひ万全の体制をよろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） いろいろな課題が発生した場合に、それを改善して、より良いものにしていくというスタンスは変わりません。

1番大事なのはやはり指定管理者そして学校、教育委員会がしっかりと十分に事前の打合せを行い、先ほどありました、さまざまな留意事項に配慮しながら、保護者の方が、安心して預けられる、実施できる集団宿泊事業につなげてまいりたいと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ぜひよろしくお願いします。

これで2項目めは終わります。最後の国保税について、答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 質問事項3の（ア）、（イ）につきまして、一括してお答えいたします。

まず、（ア）につきましては、先般、氷川町国民健康保険税条例を一部改正し、賦課限度額を上げましたが、これによる影響といたしましては、これまで保険税の上限が106万円だったものが109万円となるため、所得が高い世帯について、最大で3万円上がることとなります。

また、令和7年度の保険税につきましては、見込みの金額となりますが、1人当たりの税額が11万2,793円、モデル世帯、今回は、世帯の所得が200万円の4人家族で試算しておりますけれども、その場合の税額が27万5,300円となります。

次に、(イ)につきましては、本町では、少子化対策や多世帯への支援の一環といたしまして、令和4年度から国民健康保険税のうち、未就学児1人当たりの均等割額を2分の1に軽減しております。

この財源といたしましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となっております。

全国的に見ますと、18歳までを対象に半額または全額を減免している自治体もございますが、減免する際の財源確保が課題となるため、現時点でのこの減免の実施は考えておりません。これで答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 1人当たりの保険税額が11万2,723円と、昨年の氷川町の1人当たりの税額は、13万1,063円でした。

これは、数字を出す基準がありますので、どうかというのが一つあるわけですが、国保に加入している世帯の割合について、ちょっとお聞きしたいんですが、所得200万円以下の世帯というのが、かなり多いと思うんですが、これは何パーセント、何割になりますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 所得の階層別で見ますと、総世帯が1,872世帯ございまして、その内200万円以下の所得の世帯と申しますのが、約78パーセントということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） とにかく所得の少ない人たちが今あったように、200万以下の人たちがほとんどなんですね。

これは、過去の決算書やあるいは町が出してる資料等をずっと見てみましても、大体75パーセント、76パーセント、78パーセントと、比較的その水準を推移してきています。

そこで、就学前まで全額免除するとした場合に、費用としてはどれくらいかかりますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 未就学児でよろしいですか。

現在が、約143万円かかっておりますけれども、これが2分の1となりますので、全額減免した場合には285万円程度ということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 時間がありませんので、先ほど、町長が決意表明をされました。これまで進めている課題を大いに進めていきたいというふうに言われました。少子化対策の話もされました。人口減少対策として大いに取り組んでいかなければなら

ないというふうに思ってます。

私は、氷川町は、少子化対策では、自治体も町長の決意で早く進んで取り組んだのがたくさんあります。私は、高く評価をしているわけです。

ぜひ、町長5期目に当たっての一つの政策として、未就学児の全額補助をすればあと143万円というお金かかるんですが、ぜひそういったことを考えていただけないか。

すぐするということにはならないと思うんですが、最後にそのことだけお聞かせください。議長お願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 国民皆保険税のお話をされました。

税のいわゆる、このシステムといいますか、そのものの構築の話もございます。その部分を単費で減税をしていくということになります。

その辺りは財源の問題、あるいは考え方の問題、来年度からは給食費の無償化も打ち出しておりまして、そういったいわゆる子育ての部分につきましては、周りから応援する部分もございますし、そういった内部の部分もあるのかなと思っておりますが、その辺りは検討の余地はあるかと思っておりますので、しっかり考えていきます。

○議長（米村 洋君） これで、吉川義雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

-----○-----
午前11時20分
午前11時27分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番飯田健二君の発言を許します。

○1番（飯田健二君） 皆さんおはようございます。

1番、飯田健二です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、氷川町の団体であったりとか、氷川町の事業者等が、この町においてイベントを起こす時に、氷川町の後援依頼等々のお願いする時があると思います。その時の対応と基準について、お伺いしたいと思います。

（ア）町の施設や会場を使うイベント等において、氷川町に後援依頼がある際の基準を設けてあるのか。そういった情報は可視化できる状態にしてあるのか。

また、どのような対応をしているのか。

（イ）民間事業者が行うイベントも氷川町に関係人口そして流動人口を招く呼び水になり、氷川町のアピールにもなると思いますが、予算を伴わない後援であれば、積極的に積極的に応援してもいいのではないのでしょうか。

2番目です。

氷川町では、独特の教育とかそういったことに充実をかけて、教育現場では行われていると思います。

昨年においては英語教育に関して、子どもたちが興味を持ってもらうようにということで、英検を受けた生徒のほぼ半数以上だったのですかね、7割だったのですかねが、英検3級をとったということで、これは給食費の無償化とかそういったものよりも、本当実に素晴らしい学校教育の取組だと思っております。

そこに加えて、今回小学生中学生に今度は金融リテラシー教育を、氷川町の教育の特色として盛り込んでみてはいかがでしょうかというところですよ。

まず、（ア）現在金融庁や日本銀行などが中心となって金融リテラシー教育の重要性を訴えています。

特に近年は、18歳から成人になったということで、若者への金融教育の必要が更に高まっていますし、保護者からも、お金の勉強させてほしいとの声をよく聞きます。教育現場の見解を教えてください。

（イ）小学校1年生から中学3年生の年代別で、お金の理解度は違うと思います。金融に関する教育はあるのでしょうか。

（ウ）東京海上日動、明治安田生命等の企業が出前授業を行っています。活用してみてもどうでしょうか。

また、教育現場では、道徳、社会、家庭科など既存教科と連動させると、導入しやすいのではないかと。教育現場の見解を教えてください。

3番目です。

現在農業従事者が減っていく中でも、食料自給率を上げていくことは今後の重点課題であります。土地改良事業の区画整備圃場整備事業について、今回は質問させていただきます。

（ア）用水路の整備、農道の整備、若洲地区などの排水機場の整備など多岐にわたり整備を行っています。補助整備事業については余り聞くことがありません。重要ではないのか、見解を教えてください。

（イ）田畑の区画を大きく整備して大型農機が使いやすいようにする取組は、土地改良事業の一環であり、農地の大区画化とスマート農業導入基盤として非常に重要な事業だと思います。

農業従事者が減っていく中、いよいよもって、町内の農業従事者たちも一致団結する時が来ているのではないかと思います。町の見解を教えてください。

（ウ）国補助制度、支援策として、農業農村整備事業、多目的機能支払い交付金、農地中間管理機構関連事業、スマート農業実証プロジェクトなどあり、国はスマート農業機械、GPSトラクター、ドローン防除ロボットを有効活用するために、補助の大区画化を推進しているらしく、スマート農業と圃場整備事業がセットで補助対象になるケースが増えている現状があるのですが、町の見解を教えてください。

また、これらのことは正しく農家の皆さまに知らされているのでしょうか。

残りの詳細は質問席に行ってお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ

行います。

質問事項 1、イベント等において氷川町の後援依頼の対応と基準について、（ア）から（イ）まで一括答弁をお願いします。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ご質問のありました（ア）、（イ）につきまして、一括してお答えいたします。

まず（ア）につきましてお答えします。

町が後援依頼を受け許可をする際の基準につきましては、要綱等は設けておりませんが、事業の実施計画など資料を提供頂きまして、その事業の公益性の高いものか、福祉、教育文化、スポーツなどの普及向上に寄与するものか、また、営利を目的としないものであるかなど確認した上で許可をしているところでございます。

また、情報の可視化の部分についてですが、現在後援依頼の手続について、ホームページなどで掲載してはおりません。

後援依頼をされる事業実施者が、窓口相談に来られた際に、担当課で対応している状況となっております。

手続の方法やその窓口等を明確にしていなかったため、後援依頼をされる方にとりましては、現在分かりにくい状況となっておりますので、ホームページなどで手続や窓口に関する情報を掲載するよう、検討したいと思っております。

次にイについてお答えいたします。

（ア）で答弁しましたように、後援の許可をする際には、実施される事業内容を確認し判断しているところでございます。

後援するに足る事業でありましたならば、後援の許可につきましては、積極的にしていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） 結論からいつもどおり行かせていただきますけれども、今回この質問をさせていただいたのは、実は氷川町の事業所でダーツという競技をこの町に普及したいと、そしていろんな人に知ってほしいということで、障害者からお年寄り、子どもまでみんなが楽しめるスポーツの一つであるということを普及したいと、そういったダーツの大会を氷川町で行いたいという思いがあらわれました。

その中で、この方もしっかり勉強されてきてますので、宮崎県そちらですね。

延岡市では延岡市長が挨拶するほか、NPOやダーツバーと連携し、地域活性化を目的で運営している延岡市長杯ダーツ大会というものがあるらしくて、それを自分が生まれ育ったこの氷川町で、そしてまたダーツ関わる方たち一緒にスポーツを通して、地域活性化をやりたかったそうです。

その中で先ほど答弁で言われたように、まずは生涯学習課、会場を手配したいとかそういったものが分からないので、生涯学習課に1月に行かれたそうです。

生涯学習課ではそれはいいですね、それは素晴らしい取組ですねとかいろいろ言われて、やれるんだという思いを持って、そしたら今度総務課に言ってください、そ

れをずっとやりとりしながら、約2カ月ほどかかったそうです。

その中で結局結果が何も出ず、その間にも後援につくのかつかないのかも分からず、そしてその間にもその資料の訂正とかそういうのをずっとしながらヒアリングをしてお答えしていたそうです。

そうしていく中でも、本人の思いとしては本当町長に来てもらったり、町民と先ほど言いましたけど、挨拶してもらってこういうふうにやってっていうのをしたかったそうなんですけれども、結局、その間にもポスターの提出とかそういうものを用意され、要求されたので、そういうのもちゃんと作って提出したと、やっぱそういった中で結局は生涯学習課に行ったり、そして総務課にしてたらい回しというか、そういったことになって、そういったことがないためにも是非まずは、職員の皆さまでも、基準っていうかその指導要綱できるならできるって、できないならできないという早めの情報を、ちゃんと伝えてあげないと失礼なのかなあというふうに思っていますけど、その辺りに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 先ほど答弁しましたように、現在今町のほうでは要綱等が定められておりません。

今回のきっかけにしまして、要綱等を定めまして、先ほど言いましたように生涯学習課、教育委員会の部局と町の部局、こういったところのやりとりもスムーズにいくように、連携をとりながら、職員の中での情報を共有して対応できるようにしたいと考えます。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ぜひそういった中で情報共有をしていただきたいというところで、もう一つ、今、氷川町ではいろんなイベント、そういったものをInstagramやSNSで独自に配信されてますよね。

その中にInstagramのハッシュタグとかメイションとか、そこからいろんな場所やイベントなどを共有できるシステムが、きっと担当の方は分かっているんじゃないと思うんですけれども、せっかくこのような形で県外からも参加者が来られますし、いろんな方がこの氷川の地にいらっしゃいますので、今、いろいろアジサイの季節になりましたとか言っているいろいろ上げていらっしゃるじゃないですか、そこに是非お金がかかるものじゃないので、そういったところのPRも6月29日までというところで少ないので、現場の地元で盛り上げたいと思っている若者をぜひ応援していただきたいと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 情報発信の部分、ちょっと企画財政課の部分も絡んでくるんですけれども、現在ホームページそれからSNS等を使いまして、情報発信しております中で、そういったハッシュタグを使った情報が広がるような取組というのは、現在取り組んでおりますので、そういったものについては今後も進めて行けるものだと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 実はポスターも是非そういった形で職員の方からそういったものがありますので、活用してくださいということでできたポスターをSNS担当の職員の方に見せてくださいというところで、持って行かれたそうなんですけれども、やはり何日たっても今ちょっとそういった情報が全然流れてきてないということです、せっかくこのドラゴンカップっていうとで、やっぱ地元愛でしょうね、竜北にちなんだ名前で本人はなされて、それでそういった自分の利益のためじゃなくて、本当に自分と実際に、氷川町の商工会の方も後援についていらっしゃいますし、商工会や八代青年会議所などの、経済団体もその大会に対して後援についていらっしゃいますので、しっかりした公益性のあるものだと思いますので、ぜひそういったところも職員の方々にその人に伝えたのであればぜひその広報担当の方にも伝えるとかの配慮をしていただければなと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回のダーツの大会におきましては、町の判断としまして、一旦ちょっと後援に関してはできないという判断をしておりました。

その理由としましては、少し事前の申請の中で公益性といいますか、先ほどもちょっとご説明しましたが、スポーツ等の普及向上とかそういった部分が、全町民にかかるような事業であれば後援ということで考えたと思うんですけども、私のほうで聞いている範囲では、ある程度ちょっと限られた方の参加というようなお話も聞いておりましたので、そういう部分で今回後援というところまでは至ってないというふうに伺っております。

ただ先ほど言いましたように、その部分のご説明がもう少し、しっかりその事業実施主体の方からお伺いできるのであれば、その辺を踏まえてまた検討してもいいのかなとは考えているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） それでは多分そういうところの汲み違いというのも多分あると思いますので、そういったところも丁寧にいろいろ指導していただけるようにしていただければなと思います。

また、こういった地元の民間と行政の協働というのの一つにもなりますし、そして行政がお金を使わなくても民間で、さまざまな分野でこういったことで氷川をアピールしていく、そして博報堂の7つのタックスホースの中にも、情報発信PR強化とか、公共施設有効活用のタックスホースとか、それに関連して呼び水となって事業承継だって新規企業がこの町に来たりとか、そしてまた若者たちがよく来たりとかもしますので、そんな中でこれからの住宅政策とか、そういったものにも一つの寄与するか、呼び水になると私も思いますので、そういったところで何かうまく連携して行って、これからこのダーツの問題だけじゃなくて、やっていってほしいなと思います。

先日八代市なんですけども中村市長も何かレゲーの祭典ないないフェスタという

のが、外港でございまして、それこそ何千人というイベントを民間会社がしたところでございます。

その時も中村市長もわざわざご挨拶にその会場に行かれて、会場で挨拶される中で、観客の人たちがブブセラという笛を鳴らして盛り上げて、非常に素晴らしいイベントになったというのを聞いておりますので、そういった形で小さい町でもできるところでは、そういった後援をしていただければなと思います。

すいません、町長の見解をお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 町をしっかりとPRしていく、そういった機会をつくっていくというのは、町に限らず民間の皆さん方が1番得意な分野でございますので、いいことかなあというふうに思っております、その上で今ルールがございませんので、しっかりルールをつくった上で、ただその時も、ある程度柔軟に対応できるような考えを持っていければと思いますし、町には観光物産協会がございまして、そういったところはもっと言えば、自由に使える部分があるのかなと思っております。そういったところを、発信元にされるのもいいのかなという思いがございまして。

ちなみに、ダーツの大会はもう終わったんですか。6月29日ですね。

もし時間が来ましたらご挨拶でも時間がとれたら行きたいと思います。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ご挨拶にもし時間があらましたら、本人も絶対喜ぶと思いますし、会場に集まってるプロのダーツプレイヤーとかも来られるらしくて、また、車椅子のダーツの出す方とか、いろんな方が来られるそうである意味、いろんな食べ物ブースがあったりとか本当ダーツに関わる人たちで一生懸命企画運営をされようと思いますので、そこに町長が行かれたらきっとみんな喜ぶと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

1番を閉じさせていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項2について、（ア）の答弁を求めます。

学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 飯田議員ご質問の2項目めの（ア）についてお答えします。

近年、カード破産の低年齢化、フィッシング詐欺、それから闇バイトなど、大きな社会問題になっております。

金融リテラシー教育については、教育の現場においても、大変重要な教育の一つであると考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 教育現場の中でお金に対する子どもたちに正しい知識、そして判断力作り、スキルを入れていく中で、具体的には、日常生活の中でお金を稼ぐ、使う、貯める、増やす、守るための能力というのを金融リテラシー教育の中

で入れていってほしいなあって思ってるんです。

これも（ア）（イ）（ウ）と一括答弁みたいになってしまうんですけども、その中で、今まで租税の学校ってされてきたと思います。

租税の学校に関しては、税金と社会保障の知識、所得税の仕組みや年金、健康保険の必要性和選び方というところが主なんだと思うんですけども、このほかの金融リテラシーで重要とされる主な項目と言われているところで、収入と支出の管理そして貯蓄と投資、借金やローンの理解と管理、保険とリスク管理、それと詐欺や金融トラブルから身を守る知識と、大体このあたりが1番大きくなってくると思います。

その中で、やはり7歳から15歳の義務教育の過程で、お金に対する理解度が違うと思うんですよね。

もしこれを教えていこうと思うのであれば、どういったことを教育していく、どの段階でどういったことを教育していくとか、何か構想はございますでしょうか。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 質問事項（イ）のところで申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きご質問の（イ）についてお答えいたします。

まず、高等学校におきまして2022年4月から、金融教育金融経済教育が必修化されております。

具体的には、家計管理とライフプランニング、お金の貯め方・増やし方、金融トラブルの防ぎ方などの6項目がございます。

小学校では、3年生から社会科において、生産や販売についての基礎的な知識、生産性を高める努力や輸送・販売方法、消費者の需要に応じた生産の工夫などについて、それから5、6年生の家庭科において、消費生活・物や金銭の使い方と買い物などを学んでおります。

中学校では、3年生の社会科公民領域で、市場の働きと経済、個人や企業の経済活動における役割と責任、少子高齢化における社会保障の充実や消費者の保護について、家庭科において金銭の管理と購入、消費者の権利と責任等を学んでいるところでございます。

また、小中学校の特別の教科道德の時間における節度・節制、規則の尊重、遵法精神・公德心といった領域において、物や金銭を大切にすること、約束や決まりを守ること、自他の権利を大切にし、義務を果たし、規律ある安定した社会の実現に努めることなどについて学習をしております。

このように、小中学校においては、社会科・家庭科の金融の基礎や経済活動において学習するとともに、道德の時間に節度や節約、決まりや規則を守ることの重要性等について、その気持ちを育てたり高めたりすることを意識して教育活動を行っております。

教科等で学習する以外にも、ニュースや新聞等で話題になっている金融教育に関

する内容を朝夕の短学活の話題にしたり、集会等の際にも、機会を捉えて子どもたちに話したりしながら、将来子どもたちが困らないようにといった配慮がなされているところがございます。

今後、今申し上げましたことについて継続的に取り組むとともに、何よりも初めて金銭等に出会う就学前の教育、日々の家庭生活において、大人がその見本を見せれるような家庭教育の充実についても、学校等も連携をしながら進めてまいりたいと考えております。以上になります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） その中でどちらが貯金とか貯蓄とかそういったお金の稼ぐことが大切だとか、そういったものが今盛り込まれてますけれども、高校に行けば否が応でも投資とか、そういったことの詳しい話が義務化になってくるようです。

その前に、今1番僕がその人をアルバイトとかも雇って仕事、本来の仕事の中でやっている現場の立場の人間として、やはり1番怖いのが、携帯電話とか、そのクレジットカードに、親のに紐づいていたりするものですから、結局課金であったりとか、それとかあとSNSを通してのお金のやりとり、Pay Payとかでもやりとりとかも簡単にできるような時代になってます。

その中で、僕らが子どもの頃っていうのは、どちらかといったらお金の話なんかするなって言われて育ってきたものですから、僕ら保護者世代も何かこう、そういったのを自分の体験でしか伝えてやることができなかつたんですけど、でも18歳まで成人年齢がおりてきたということは、小学生、中学生からも携帯を触るということは、自分たちで無意識で課金してしまったりとか、そういった話がアルバイトの中でもあるんですよ。

これだけ使ってしまったと、お金持っていないけどしたら、爺さんに払ってもらえばよかったとか、そう妹が言ったりですとか、お父さんに言うたいとかで、こういう時代が来とっとですよ。

ですので、本当中学生とか小学生にクレジットの話はそういうのを使ったらどうなるとか、そういう仕組みのことはまだわかんないと思うんですけど、ぜひ中学生にはそういった課金のこと、そしてクレジットのこと、そういった教育のカリキュラムを組んだほうがいいのではないかと思いますけども、その見解を教えてください。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） クレジットの仕組みだとか今後子どもたちが社会に出ましてから、困らないようにそこら辺しっかり教育のほう、カリキュラムとして取り入れていけたらなと思っておりますので、そこら辺はしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 教育課長のほうから取り組んでいきたいという話はございましたけれども、実際に教育長、こういった形で取組を入れていくっていう手法を

使われますでしょうか。

例えば僕が言っていたような、一般企業、明治安田とか、そういった東京海上日動とか、お金の勉強を出前授業でされてるところを使うとか、そういった法人会とかを使うとかいろいろあると思うんですけど、それとも学校の中でカリキュラムを組むのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 今答弁の中でちょっと説明が足りなかった部分がありますので、ちょっと補足をしながら説明させてください。

現代的な教育課題というのが幾つもあります。

防災とか、命を大切にするとか、文部科学省も学習指導要領において、このような現代の諸課題についての、いわゆるカテゴリー化したものを今作成しています。

金融教育あるいは金融という教科は現在ありません。

したがって、文部科学省が今一つのカテゴリーを作っているのが、消費者に関する教育という部分です。

それを小学校、中学校の社会科・家庭科そして道徳、そういう教科領域で行っていくということ。

それと、学校教育課長も申し上げましたが、飯田議員ご質問の中に、クレジットカードとか、そういう金融トラブルに巻き込まれないようにという教育を実は学習指導要領が改訂されて今手元に、家庭科と公民、中学校のあるんですけども、中学校の教科書の中に、クレジットカードの使い方、仕組み、そしてその危険性等も記述があります。

私たちが、小学校、中学校の時に学んでいなかったものが、もう既に学校教育の中には取り入れられて進んでいるというところですよ。

ただ、今ご質問がありましたように、この教科の教育を充実させるためには、やはり金融教育とか消費者トラブルっていうそのカテゴリーを教える立場の先生とか、あるいは保護者とか、私たち大人がやっぱり理解しておく必要があるのかなと思います。

そういう点で、教育委員会としても、後でまた答弁にあるかと思いますが、活用できるものはしっかり活用して、学校と協力しながら進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 本当僕らの時にも、教育長もおっしゃられたとおり、今そういった金融に関する指導要綱というのが入ってきている時代というところを聞いて少し安心しました。

本当に先進国の中で我が国日本というのは、断然に金融リテラシーが低いと言われている国で、もうまさしくその中を僕らも生きてきたものですから、これからこの変化というところがあるのかなという心配したところです。

実際に大人になってお金が原因で、そういったトラブルが原因で、自分で自分の

命を絶つ人もいるわけですから、これは本当に今から多種多様な外国人がこの日本に入ってくる時代になりますので、そういったところで、我が国の子どもたちが、そういったことに対応できるような、そういったところでも賢いことに、ぜひ教育していってもらえればなと思います。

町長、見解をひとつよろしくをお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ただいま教育長、それから課長がお答えしましたとおり、実際もう今現場でもそういった教育が行われているということでございますし、今日の朝のニュースでもあっていましたね。

起業家を目指す小学生が、勉強するんだそうですよ。

もう高校生で起業化する人もいるわけですからもうそういった時代の流れがあります。

そういった意味では、小さい時からそういったことに触れておく、教育を受けるというのは大事なかなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） それでは、（ウ）についてお答えいたします。

金融教育と関連するものとしたしまして、租税教育については所管の税務署や役場の税務課から、職員をゲストティーチャーとして迎えた取組を社会科の時間において行っている学校もございます。

金融教育においても、各種の企業等からセミナーの案内等が各学校に送られてきております。

最終的には学校長のほうが判断するものでございますが、それぞれの学校で必要に応じて判断・活用するよう、教育委員会からも、各学校へ周知してまいります。

以上で、（ウ）について答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ちょっと重複してしまったんですけどすいません。

（ウ）のところで民間活用というのは先ほども言いましたけれども、やはりこういう金融関係のことって言ったらせっき氷川町の場合コミュニティースクールがございますので、保護者とやはり連携して、そういった勉強会とかそういった何ですかね僕らのときもあったんですけども、総会とかあった後にいろいろ講演会とか招いてしていたと思います。

保護者の方と一緒に金融リテラシーに関して勉強していくのが効果的だなと思いますけれども、教育長どう思いでしょうか。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 飯田議員のご意見に私も賛成でございます。

保護者とともにまた生涯学習にも必要なのかなと今思っておりますので、教育委員会学校教育と社会教育、両方ありますので、学校教育の保護者との連携、CS含めてですね、そういう教育、そしてまた一般社会いろんなセミナーとか開く際に、

そういうところを意識した取組、そういうものも進めてまいりたいなと思っております。以上お答えといたします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 町長最後に今そういう話があったように、確かに給食費無償化を中学生までやるとか、そういったものを本当非常に大事だと思いますし、福岡市で見ました、唐揚げ一個の彩りがて、いやそういう問題ではないと思ったところなんですけど、そういったところで給食費を無償化するとかそういったよりも、英語の教育であつたりとか、こういったことに氷川町独自の教育路線として舵を切るのもいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 教育委員会のほうでしっかり取り組んでいくということでございますので、町としましてもしっかりお支えをしていきたいなというふうに思っております。

今少しお話が出ましたけども、やはり幅広く子どもたちがいろんな学習の機会を得るということが1番大切でございまして、あるいは体験をすることが大切でございまして、そういった意味では幅広く取り組むべきかなと思っておりますので、これからもしっかりサポートしてまいります。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項3、農業従事者が減っていく中でも食料自給率を上げていくことは今後の重点課題である。

この土地改良事業区画整理について、（ア）の答弁を求めます。

農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 飯田議員のご質問3項目め（ア）についてお答えします。

氷川町内の圃場整備事業の主なものとしては、昭和40年代から、県営事業による不知火干拓地区内農地整備事業、第2竜西圃場整備事業、竜北地区・竜北第2地区・竜北第3地区圃場整備事業などを実施し、平成10年までに約1,100ヘクタールを超える区画整理を行っております。

土地改良事業の一つであります区画整理いわゆる圃場整備事業につきましましては、区画が小さく、不整形となっている農地の区画を整形することによって、効率的な農作業と生産性の向上を図り、農業の高付加価値化などを推進するために、大変重要な事業であると認識しております。

なお、現在は、地域の要望に基づき、これまでの圃場整備完了箇所なども対象に、土地改良事業の農業農村整備事業、湛水防除事業などを活用し、県営事業による氷川・若洲・砂川排水機場の更新整備、不知火干拓地区の用排水路及び農道の再整備や、団体営事業による各地区の排水路整備事業などに取り組んでいるところであります。以上で、（ア）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 勉強不足で第3地区とか第何地区とか、そう言われてもど

この場所がそうになっているのかがちょっと検討がつかないんですけれども、ただ、今僕が質問の中で聞きたいのは、今、本当に米がおかしなことになっているということは皆さんご存じだと思います。

古古米でしょうか。あれが、実際に国が本当は買い取ったはずなのに、テレビの力とすごいなと思ったのが、そして古古米って飼料米になるらしくて、5キロで80円とかいう単価で出されるようなものが、本当に大臣さんが一言、2,000円台でと言ったら、それが2,000円というえらい高いなと僕はそう思うとですよ。

こういう状況になってきたのも、結局のところはこれまでのこの政策とか農家の人たちが結局儲からないような仕組みやってきたこの30年の結果なのだなと思うんですけれども、いよいよ国が、この間、政府要望に行った際に金子先生からいろいろお話を聞きまして、チーム熊本を挙げて土地改良区画整備事業について、集中対策期間として、食料農業農村基本法の改正に伴い、初動5年間の間に集中的な農業構造転換対策というところで、本来であれば、4,464億円計上されたものを、今後5年間で8,000億円まで拡大するというところで金子先生がおっしゃられて、そこにはもちろんこの土地改良というのも圃場事業も非常に必要な、それが非常に役に立ってくるのではないかと僕思っているわけで、本当この5年間ですごく地方においては、この氷川町においては最大のチャンスと思って、そういったところで、今まで、例えばその圃場事業についていろんな農家さんが、農業法人を立ち上がっていると聞いておりますけれども、どう考えても1反を2反にしたほうがいいし、2反を3反にしたほうがいいし、農地の整備区画、そういったのを集約とかを、氷川町として進んできたほうと捉えていますか。今現在までです。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 圃場整備におきます区画整理につきましては、先ほどお話ししましたとおり1,100ヘクタールの区画整理が終了しております、2020年の農林業センサスにおけます田の面積1,218ヘクタールのうちの約92パーセントが完了しているという状況で考えますと、一応終了しているというふうな認識であります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） そしたら、例えば終了している中で、これから町長がおっしゃられました、企業誘致の時のための土地の集積も必要になるなど、今後する可能性がありますよね。

企業誘致用に田畑を使ってしまえば、その分の代替地が必要になるとか、そういう時に、この土地改良の事業に対して、今回ある農地基盤整備対策の補助金というのは適用されるものなんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 土地改良事業の適用に関しましては、少し（イ）のほうでの答弁に絡みますが、そのまま（イ）の答弁をさせていただいてもよろしいでしょうか。

では、ご質問の（イ）についてお答えさせていただきます。

先ほどお話もありましたとおり、食料農業農村基本法の改正に基づきまして、食料農業農村基本計画の改定が行われておりまして、農業の持続的な発展、生産性の向上を目標に、農地集約化と産地づくりの推進、大区画化の基盤整備による良好な営農条件の確保、スマート農業技術の開発導入などの活動支援などが明記されております。

氷川町におきましても、農業者の減少、高齢化の進行などにより、農業を支える力が急速に減退する中、生産性向上、生産コストの低減を図るためにも、基盤整備や耕作条件の改善の推進、情報通信環境の整備などを含めたスマート農業技術の導入、畦畔除去など簡易整備を含む農地の大区画化などにつきましては、今後必要な手段であると考えております。

土地改良事業実施によるガイドラインに基づく負担割合は、事業種別や地域の状況になどにより大きく異なりますが、代表的な県営事業の農業耕作条件改善事業では、国が50パーセント、県が27.5パーセント、地元が22.5パーセントの負担割合となっております。

事業種別は異なりますが、現在実施中の不知火干拓地区の再整備においては、補助事業とあわせて、地区による集積への取り組みを行い、促進費の交付を受けることにより、受益者負担の減免を実施していきます。

農地の大区画化を進めるためには、まず、どの経営体に農地を集積集約するかなど、地域の農地の方向性を調整することが必要不可欠だと考えております。各地域で策定しております地域計画の見直し、修正作業の中で、現状や課題を踏まえて将来、地域の農地を誰に集約して、どのように事業を発展していくかなど、集落営農法人など関係者を含めた農業関係者が一体となって話し合い、今後の方針について決定していただく必要がございます。

その中には、基盤整備の内容であるとか、スマート農業に関する取り組みだとか、そういうのも含めて方針をあわせて話し合っていただく必要があると思います。

これらの話し合いは、地域の合意形成活動であり、地域が一つになる、先ほどお話もされました一致団結する方法の一つであるとも考えております。（イ）につきましても以上になります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 集積についてとかそういった方法に手法についても、よく課長考えられていると思いますけれども、実際に

誰に課長たちはアプローチして、そして具体的に誰にアプローチして、誰の理解を得ていかないと、これは実現できないものなのではないでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 先ほどお話ししましたとおり、地域計画の見直しの話し合いの場ってというのは、当然今後も出てくることになります。

ピンポイントでどなたってということよりも、地域全体での取り組みというのが必要になりますので、農業者の皆さま方には、私たち農地課もそうですが、農業振興課、土地改良区、さまざまな関係部署が関わっておりますので、その関係部署とも連携しながらアプローチしていくような形になるかとは思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） これまでその集積、集約に関して、ちょっと変な質問になってしまうかもしれませんが、これまでの実績っていうか、そこでうまくいったとか何かそういう事例はあつたりするんですか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君

○農地課長（坂梨俊弘君） 一般的に言います集積という言葉につきましては、農地を担い手の皆さま方で耕作していただくというふうな内容になりますので、今現在、農地バンクの事業を取り組みまして、耕作者の方たちと農地バンクを経由した契約を踏まえることで、担い手の方たちに、農地を耕作していただくという取り組みは行っております。

数値的なものはすみません、今日はお持ちしておりませんが、集積については少しずつ進んでいくものと思っております。

集約につきましては、お持ちの農地を寄せるという形になりますので、それぞれ持ち主の方たちの考え方や耕作条件等もございますので、皆さま方にお話いただいての合意形成というのが出てきます。

その分で、現在数字でどのくらいというのは、集約についてもちょっと今は把握しておりませんので、お答えを控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） 町長も先日の政府要望について、チーム熊本として農業でこういった取組をやっていくというのは、金子先生からの話もあったと思います。それについて、これから補助金とか交付金を手にするためには、やはり町の計画というのが非常に大事であってってそういったものを通して、新しく入れるものを入れていくっていう話でございました。

これ初動5年間という話でしたので、ぜひその集積に関しても、そういった集約、そして、その農業の今までのこの転換っていうのが、俺はみそかなと思ってるんですね。

今まで、い草とかモチ米をつくっていたものを米・麦・大豆の穀物に変えてまた補助金を国の政策の中で農家を守っていくみたいなことが農林水産省の話でも出てきておりますので、そういったところをこの5年間で勝負で農家の人たちにも、本当に理解してもらったほうがいいのかなって、正しく情報が行ったほうがいいのかなというふうにも思うところがございますけれども、町長の見解をお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 時期を得たですね、ご質問かなと思っております。

先般も政府要望に行きましたときにそういった話がありました。

歴史的な背景を見ますと先ほど課長が申し上げましたとおり、我が町は昭和40年時代から圃場整備事業を行ってきました。

その時には、い草と米で生業が立っておりまして、そのための圃場整備でございました。ただ、今は作柄が変わってまいりました。

もう1回浸かつては駄目なんですね、以前の分は浸かってから2、3日してから上げてました。

今は、それは許されませんので、今、投資をしているのはそのためでございます、氷川の排水機場の整備、若洲の整備、導水路の整備、もう1回でもそういった冠水しないようなために能力を上げる、排水路を広げる、あるいはパイプラインを修理するというのが今やってるところでございます、これはまさに圃場整備事業の最たるものでございまして、次の時代の対応として今やってるということでございまして、その上で、今までやってきた農地が狭いところを1町を2町に、2町を3町にということが、本当に必要なかどうか、これはやはり農家さん、いわゆる受益者の皆さん方がそれを望むのかがまず第1番でございまして、今整備を行っておりますのは、農家の皆さん方が望んだから合意形成ができて今やっているわけでございます、次のステップの農地を広げるということに対して本当に農家の皆さん方がそれを望んでいるのか、その必要があるのかというのはやはり農家さんのしっかり声を聞く必要があるというふうに思っておりますし、作柄によっては、もう1回やりましようかと言ってもなかなか難しゅうございます。

網道地区はイチゴの産地でございます、あるいは鹿野地区はトマトの産地でございます、ハウスがもう出来上がってしまっただけ補助に合わせて作っております。それもまた、大きくなしまししょうなんていう話には多分ならないんだろなというふうに思っております、その辺りはしっかり説明した上で必要な整備は、これからも進めていきたいというふうに思っております。

先ほど企業誘致も少し話を少しされました。

今私たちが計画をしようとしているところは、1種農地であります。

農振地域でありますし農地転用の手続が必要でありますけども、パイプラインが通っておりません。

農業経営するには非常にやりにくいところありますし、排水路も小さい排水路しかありません。

これまでは、それでできる作物をやってきましたけども、これからできない、そこを担う後継者がいるのか、後継者もおりません。

そういったところは、違う使い道があるんでしょうということで、今企業誘致という用地に提供したいという思いでこれから県と掛け合っただけでございます。大切なことは農地を守る、農家の皆さん方が本当にこれから先安心して営農ができるような環境をつくり出していくのが私たちの仕事でありまして、農地を守る前に、農家さんを守らなきゃなりません。

そのことはこの前も国に行きました時も言いました。

農地を守るっておっしゃいますけども、その農地を守っているのは誰ですか、農家の皆さん方でございますよと、まず農家の皆さん方が安心して経営ができるような、いわゆる構築をしてくださいというお願いをしたところでございまして、今日の議論は必要なところはしっかりとこれからもご説明をしていきます。

その上で、やはり受益者の皆さん方が望む整備をこれから、進めていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（米村 洋君） では、（ウ）について。

農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） それでは、ご質問の（ウ）についてお答えします。

農業の持続的な発展を実現し、将来にわたって食料の供給機能や多面的機能を発揮していくためには、農業生産基盤の整備、保全が重要であり、農業農村整備事業などは、これらの実現を図るための必要な施策です。

スマート農業の導入を視野に入れた圃場の大区画化につきましては、該当する事業が幾つかございます。

スマート農業導入推進と一体的に行う整備事業などもございますので、事業効果を発揮するためには、地域の実情や要望される内容に沿った選択をする必要があると考えております。

事業内容や採択要件、費用負担など複数の事業で内容がそれぞれ異なりますので、活用については、それらも十分確認する必要があります。

皆さま方の周知に関しましては、先ほどお話ししましたとおり、圃場整備事業などを含めたこれらの土地改良事業の種類がかなり多く複雑化しておりますので、申請については地域の合意形成も必ず必要になります。

農家の皆さま方それぞれに経営形態がありますので、基本的には、氷川土地改良区などの関係部署と連携しながら、要望に合った必要な事業を個別に紹介させていただいているところでございます。これで、（ウ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 多種多様な補助事業の数ですので、今の話はその農家さんに合わせて、必要なそういったものを提供していく、情報は提供していくということで理解してもらっているという話でよろしかったでしょうか。

その中で、僕がこのスマート農業に関してずっと、この議会でも推進に関しては言ってきたこと、話なんですけれども、先ほどおっしゃられたとおりに、本当に担い手がないもんですから、そういった機械とかそういったものの機械化自動化というのは本当必要だなあと思っていて、その中でやはり日本の食料自給率特に炭水化物、米、麦、大豆で何回もさっきから言いますけど、こういったことを取り組む時にもきっとそういった補助、イチゴとか梨とかじゃないところですよ。

そういったところじゃないところで、今モチ米作ってらっしゃるところとか、そういったところの農家さんの経営が、しっかりやっていける状態であればいいんで

すけれども、そういうところを心配してまして、実際にもう米も本当60キロで2万2,000円から2万3,000円ぐらいいかないと、もう農家さんも米をつくれなという話もよく聞いておりますし、そういったところでさまざまな補助事業が、町長も先ほどおっしゃられたとおり、農家さんを守る生活を守るための事業になるように、私たち町も挙げて、しっかりと農家さんは、国ももちろん農家さんを応援していかないかと思しますので、そういったところで私も、何て言えばいいんでしょう、どうかな何かうまくいってほしいなという、もうその思いの一辺倒なんですよね。

そういったところで、そういった正しい情報が伝わっているのであれば、僕は今回の質問ではもうこれ以上言うことはありませんので、それをしっかりと粛々と、もっと派生していった農家さんたちがその気になるようなことを、頑張ってください。

また、補助事業についても、また歳を取られてるところは、自分でまたお金を出してまで、こういうのはしないという話もよく聞く話ですので、何かそういったところの手だても、こういった補助事業を使ってできるのであれば、またそういったことを推進してもらえればと思います。

最後に町長、この食料危機そしてこれからの氷川の農業の在り方とか、そういったことを含めて、先ほどもある程度のことは聞きましたけれども、最後にもう一度お願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど申し上げましたとおり今、次の投資をしております。

これは、これから先50年、氷川町は農業を続けていくという、まさに宣誓でありまして、それを使うしっかりと活用していただきたいと思っておりますが今、議員おっしゃいましたとおり、担い手が本当にそれまできちんと残っていけるのかということが1番心配であります。

私どもそちらのほう、しっかりとサポートしていく必要があるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、今回もいろんな補助事業、支援の事業を上げさせていただいております。

そういった意味でありまして、是非ご理解を頂きたいというふうに思いますし、少し議員もおっしゃいました、国はお金を出しますと言います。お金を出すだけでございます。

農家さんも受益者も負担があります。ただではありません。

先ほど、不知火干拓はいろんな事業集約を地区内で行える環境がありましたから、自己負担なしでできる話なんですけども、基本的には5パーセント、10パーセントの負担があります。

数十億の事業をしますと、農家さんがそれを自分たちでお金を借りて払って、そ

それを30年かけて、土地改良の分担金として、返していくわけございまして、そういった個人の負担もあるということが一つ、気持ち持ってもらわなきゃならないと思いますし、そのためにもなかなか個人で、これから事業を起こすって難しゅうございまして、国の制度もそうになっておりません。

その地域の単位でないと補助事業も採択を受けられません。

そういった意味で、氷川町では6つの農業法人を作ったところでございますけれども、その法人の経営がなかなか難しゅうございまして、もう行き詰まっております。

今、担当課長にも、まずこの法人をきちんと運営できるような、作物を作る、みんなで共同でやる、そういった環境をつくってくださいというお願いをしてるんですけども、なかなかそこまでまだ至っていないのが現状でございまして、そういったところもしっかりこれからサポートしていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 本当に農業法人の皆さまも一致団結して本当頑張っていたきたいということを、祈念いたしまして今回の私の一般質問を締めさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 以上で、飯田健二君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時27分